

(大型消火器に関する基準)

第37条の2 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を設けなければならない。

(う)(す)

(1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所(あ)(う)

(2) 全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所(あ)(う)

(3) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所(あ)(う)

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(え)

【解説】

本条は、令別表第1各項に掲げる防火対象物にある特殊用途に供する場所に対して、大型消火器の設置を規定したものである。

1 第1項

- (1) 「不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備」とは、主要な機器（主遮断機、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等）すべてに、不燃性のガス及び絶縁油を用いたもの並びに JIS-C4003 の機器絶縁を施したものを使用した変電設備で、使用電圧が7,000 ボルトを超えるものをいう。
- (2) 「全出力」の算出方法は、第12条の解説を参照のこと。

2 第2項は、大型消火器の設置及び維持に関する技術上の基準については、令第10条第2項及び第3項の規定の例によることを定めたものである。

- (1) 設置については、令別表第2において適応するものとされる大型消火器を、設置すべき場所の各部分から一の大型消火器に至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設置する。
- (2) 水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備を技術上の基準に従い、又は技術上の基準の例により設置した場合、この消火設備の対象物に対する適応性が大型消火器の適応性と同一であるとき、その消火設備の有効範囲内の部分については、大型消火器を設置する必要はない。